

(別添1)

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(目次)	(目次)
第1章 略	第1章 略
第2章 道府県民税	第2章 道府県民税
第1節 略	第1節 略
第2節 個人の道府県民税	第2節 個人の道府県民税
第4～14 略	第4～14 略
<u>第14の2 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例</u>	
第3節 略	第3節 略
第4節 利子等に係る道府県民税	第4節 利子等に係る道府県民税
第15～第18 略	第15～第18 略
<u>第18の2 利子割の清算</u>	
<u>第18の3 利子割の市町村に対する交付</u>	
第5～第7節 略	第5～第7節 略
第3章～第9章 略	第3章～第9章 略
第10章 自動車税	第10章 自動車税
第1節 略	第1節 略
	<u>第2節 環境性能割</u>
	<u>第1 課税標準</u>
	<u>第2 申告納付及び納付義務の免除等</u>
	<u>第3 市町村等に対する交付</u>
	<u>第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い</u>

第2節 税率等

第3節 徴収等

第11章～第18章 略

第1章 一般的事項

第1節 通則

1 賦課徴収に関する規定の形式

(1) 略

(2) 条例の制定に当たっては、法律が条例の定めるところによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令及び規則において明確に規定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、住民の理解のうえで最小限度必要なものにあつては、重複をいわず総合的に規定することが適当であること。(法3)

(3)及び(4) 略

2 課税免除等

租税負担の合理化を図るため、非課税規定は、これを最小限度にとどめているのであるが、地方団体が自ら行う課税免除、不均一課税、租税の減免等についても、その内容について徹底的検討を加え、濫用することがないよう特に留意すること。

(法6・7)

なお、地方団体において納税義務者に係る一定の事由に該当することを理由として一律かつ無条件に当該税負担を軽減するような措置を講ずることのないよう留意すること。

4 課税権の承継

市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。

第3節 種別割

第1 税率等

第2 徴収等

第11章～第18章 略

第1章 一般的事項

第1節 通則

1 賦課徴収に関する規定の形式

(1) 略

(2) 条例の制定に当たっては、法律が条例の定めるところによることとしている事項及び法律が地方団体に選択的判断を許容している事項のみならず、法律、政令及び規則において明確に規定され、各地方団体ごとの選択判断の余地のないものについても、住民の理解のうえで最少限度必要なものにあつては、重複をいわず総合的に規定することが適当であること。(法3)

(3)及び(4) 略

2 課税免除等

租税負担の合理化を図るため、非課税規定は、これを最少限度にとどめているのであるが、地方団体が自ら行う課税免除、不均一課税、租税の減免等についても、その内容について徹底的検討を加え、濫用することがないよう特に留意すること。

(法6・7)

なお、地方団体において納税義務者に係る一定の事由に該当することを理由として一律かつ無条件に当該税負担を軽減するような措置を講ずることのないよう留意すること。

4 課税権の承継

市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、承継市町村又は新市町村がその区域によって消滅市町村又は旧市町村に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下「徴収金に係る権利」という。）を承継するものであること。

(法8の2・8の3)

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合において、消滅市町村が市町村法定外普通税又は法定外目的税を設定しているときは、承継市町村は、当該消滅市町村の区域に限り、当該消滅市町村に係る法定外普通税又は法定外目的税を引き続いて課税するには法第669条又は第731条第2項の規定による総務大臣への協議を要しないものであること。(法8の2④)

(4)及び(5) 略

5 納期

道府県民税、事業税、自動車税及び鉦区税については、納期が法定されているが、これは、国税の徴収時期との競合をできる限り避けるとともに、財政経理の円滑を期する趣旨によるものであるから、特別の事由がない限り、できる限りこれによることが望ましいこと。

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下6において「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、用務員等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 略

(法8の2・8の3)

この場合において、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合において、消滅市町村が市町村法定外普通税又は法定外目的税を設定しているときは、承継市町村は、当該消滅市町村の区域を限り、当該消滅市町村に係る法定外普通税又は法定外目的税を引き続いて課税するには法第669条又は第731条第2項の規定による総務大臣への協議を要しないものであること。(法8の2④)

(4)及び(5) 略

5 納期

道府県民税、事業税、自動車税及び鉦区税については、納期が法定されているが、これは、国税の徴収時期との競合をできる限り避けるとともに、財政経理の円滑を期する趣旨によるものであるから、特別の事由がない限り、できるかぎりこれによることが望ましいこと。

6 事務所又は事業所

(1) 事務所又は事業所(以下6において「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる付随的事业であっても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 略

第4節 第二次納税義務

13 同族会社の第二次納税義務

滞納者が同族会社の株式又は出資を有している場合において、その株式又は出資を公売しても買受人がないか、又は定款等によりその譲渡が制限されているため、その株式等を売却できず、かつ、滞納者の他の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その株式又は出資の価額を限度として、同族会社に対し、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。ただし、株式又は出資につき、その滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限の1年前までに取得したものについては、その適用が除外されているものであるが、この法定納期限とは、①法又はこれに基づいて定められた条例に規定している納付又は納入期限であって、②納期を分けている地方税、例えば個人事業税にあつては、その第1期分の納期限をいうものであり、③修正申告、期限後申告、更正、決定、繰上徴収、徴収の猶予、普通徴収の方法によって徴収する地方税の賦課もれ若しくは追徴に係る賦課決定若しくは換価の猶予をした場合の納期限又は法第72条の25第2項から第4項まで（これらの規定を法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項若しくは第6項において準用する場合を含む。）若しくは法第74条の11第1項の規定による納期限は除かれるものであること。④また、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となった地方税の当該期限をいうものであること。（法11の4、令3の2）

16 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務

納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社に事業を譲渡（その譲渡が滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より1年以上前にされているものを除く。）し、かつ、その譲受人が同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴

第4節 第二次納税義務

13 同族会社の第二次納税義務

滞納者が同族会社の株式又は出資を有している場合において、その株式又は出資を公売しても買受人がないか、又は定款等によりその譲渡が制限されているため、その株式等を売却できず、かつ、滞納者の他の財産につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の徴収金に不足すると認められるときは、その株式又は出資の価額を限度として、同族会社に対し、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。ただし、株式又は出資につき、その滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限の1年前までに取得したものについては、その適用が除外されているものであるが、この法定納期限とは、①法又はこれに基づいて定められた条例に規定している納付又は納入期限であって、②納期を分けている地方税、例えば個人事業税にあつては、その第1期分の納期限をいうものであり、③修正申告、期限後申告、更正、決定、繰上徴収、徴収の猶予、普通徴収の方法により徴収する地方税の賦課もれ若しくは追徴に係る賦課決定若しくは換価の猶予をした場合の納期限又は法第72条の25第2項から第4項まで（これらの規定を法第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。）若しくは第5項（法第72条の28第2項又は第72条の29第2項若しくは第6項において準用する場合を含む。）若しくは法第74条の11第1項の規定による納期限は除かれるものであること。④また、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費については、その徴収の基因となった地方税の当該期限をいうものであること。（法11の4、令3の2）

16 事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務

納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社に事業を譲渡（その譲渡が滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より1年以上前にされているものを除く。）し、かつ、その譲受人が同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴

収義務者のその事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人に対し、その譲受財産の価額の限度において、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の7、令5）

19 自動車の売主の第二次納税義務

(1) 法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車（以下「所有権留保付自動車」という。）については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税_____を課することとされているが、当該買主が当該自動車に対して課する自動車税_____に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車の売主に対し、当該自動車の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。

（法11の10①、令6の2の2）

第6節 納税の告知等

21 納税の告知

(1) 納税の告知は、文書をもってし、その文書は納税通知書のように法に別段の定めがあるものを除くほか、納付又は納入の金額、納付又は納入の期限、納付又は納入の場所その他必要な事項を記載する要式行為であること。

なお、滞納処分費はその性質上事前に納税の告知をすることが困難であることにかんがみ除かれているものであること。（法13①）

(2) 略

第7節 地方税の優先権等

24 地方税の優先の原則

地方団体の徴収金の徴収順位は、国税と全く同順位であり、国税及び地方団体の徴収金以外の他の一切の公課及び債権に対して優先するものであること。ただし、

収義務者のその事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人に対し、その譲受財産の価額を限度として、その滞納に係る地方団体の徴収金につき、第二次納税義務を負わせることができるものであること。（法11の7、令5）

19 自動車の売主の第二次納税義務

(1) 法第147条第1項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車（以下「所有権留保付自動車」という。）については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税の種別割を課することとされているが、当該買主が当該自動車に対して課する自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車の売主に対し、当該自動車の引渡しと同時にその代金の受渡しを行うものとした場合の価額（現金販売価格）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負わせることができるものであること。

（法11の10①、令6の2の2）

第6節 納税の告知等

21 納税の告知

(1) 納税の告知は、文書をもってし、その文章は納税通知書のように法に別段の定めがあるものを除くほか、納付又は納入の金額、納付又は納入の期限、納付又は納入の場所その他必要な事項を記載する要式行為であること。

なお、滞納処分費はその性質上事前に納税の告知をすることが困難であることにかんがみ除かれているものであること。（法13①）

(2) 略

第7節 地方税の優先権等

24 地方税の優先の原則

地方団体の徴収金の徴収順位は、国税と全く同順位であり、国税及び地方団体の徴収金以外の他の一切の公課及び債権に対して優先するものであること。ただし、

近代担保制度における公示の原則を尊重する趣旨から、地方団体の徴収金と担保付債権との優先劣後を決定する時期を原則として法定納期限とするとともに、質権、抵当権のほか私法が担保制度として認めている先取特権又は留置権についてもそれに応じた優先権を認めている反面、担保的作用を営む仮登記及び譲渡担保についてはそれに応じた効力の制限が付されていることに留意すること。

第8節 納税の猶予

3.7 納税の猶予

納税の猶予制度は、納税者の申請又は届出による猶予、特別徴収義務者の申請による猶予及び地方団体の長の職権による猶予とがあり、いずれも納税者又は特別徴収義務者の個別的、具体的な事情に即応して地方税の徴収を緩和することをその目的とするものであること。また、法において認められている納税の猶予は、徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止に限るものであり、これらの猶予に該当しない事実上の猶予は、法の認めるところではないことに留意すること。

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4.2 保全担保

道府県たばこ税等法第16条の3第1項各号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を納税者又は特別徴収義務者が滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額（原則として前月分のその地方団体の徴収金の額の3倍に相当する金額を限度とする。）及び期限を指定してその納税者又は特別徴収義務者に担保の提供を命ずることができ、この担保の提供命令に応じないときは、納税者又は特別徴収義務者の財産のうち抵当権を設定できるものにつき地方団体の長が一方的にその抵当権を設定することができるものであること。

また、この担保を徴した後その地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して3か月に達したときは、その担保を解除しなければならないものであるから留意する

近代担保制度における公示の原則を尊重する趣旨から、地方団体の徴収金と担保付債権との優先劣後を決定する時期を原則として法定納期限とするとともに、質権、抵当権のほか私法が担保制度として認めている先取特権又は留置権についてもそれに応じた優先権を認めている反面、担保的作用を営む仮登記及び譲渡担保についてはそれに応じた効力の制限が付されていることに留意すること。

第8節 納税の猶予

3.7 _____

納税の猶予制度は、納税者の申請又は届出による猶予、特別徴収義務者の申請による猶予及び地方団体の長の職権による猶予とがあり、いずれも納税者又は特別徴収義務者の個別的、具体的な事情に即応して地方税の徴収を緩和することをその目的とするものであること。また、法において認められている納税の猶予は、徴収の猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止に限るものであり、これらの猶予に該当しない事実上の猶予は、法の認めるところではないことに留意すること。

第9節 納税の猶予に伴う担保等

4.2 保全担保

道府県たばこ税等法第16条の3第1項各号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金を納税者又は特別徴収義務者が滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額（原則として前月分のその地方団体の徴収金の額の3倍に相当する金額を限度とする。）及び期限を指定してその納税者又は特別徴収義務者に担保の提供を命ずることができ、この担保の提供命令に応じないときは、納税者又は特別徴収義務者の財産のうち抵当権を設定できるものにつき地方団体の長が一方的にその抵当権を設定することができるものであること。

また、この担保を徴した後その地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して3月に達したときは、その担保を解除しなければならないものであるから留意する

こと。(法16の3、令6の10・6の11)

第12節 不服審査及び訴訟

50 訴訟

(1) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟については、法に特別の定めがあるもののほかは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによるものであること。(法19の11)

(2) 略

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和9年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

こと。(法16の3、令6の10・6の11)

第12節 不服審査及び訴訟

50 訴訟

(1) 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分についての訴訟については、法に特別の定めがあるもののほかは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)その他の一般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによるものであること。(法19の11)

(2) 略

第2章 道府県民税

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成11年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合において、一定の期間内に買換資産(買換え等により取得した一定の居住用財産をいう。)の取得をして、翌年12月31日までの間に当該個人の居住の用に供したときにおける当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであること。(法附則4①I)

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和9年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法37)

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であり、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2)及び(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。(法附則4の2②)

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 特定居住用財産の譲渡損失の金額とは、当該個人が平成16年1月1日から令和7年12月31日までの間に所有期間5年超の一定の居住用資産(以下この項において「譲渡資産」という。)の譲渡(親族等に対するものを除く。)をした場合(一定の日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の残高を有する場合に限る。)における当該譲渡資産の譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該譲渡をした日の属する年の末日の属する年の翌年度分の道府県民税に係る長期譲渡所得の金額及び短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない額をいうものであるが、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に当たっては、当該譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とされているものであること。(法附則4の2①I)

(2)及び(3) 略

12 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法37)

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であり、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額_____又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

12の4 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県、市町村又は特別区が同条第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものであり、同項の規定による指定を受けていた都道府県、市町村又は特別区が同条第5項の規定により指定を取り消された日以後に当該都道府県、市町村又は特別区に対して支出した寄附金については、特例控除対象寄附金とはならないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 平成26年度から令和30年度までの各年度分の個人の道府県民税についての法第37条の2第1項及び第11項並びに附則第5条の5第1項（これらの規定を法附則第5条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6第1項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6①）

(5) 令和31年度以後の各年度分の個人の道府県民税についての法第37条の2第1項及び第11項並びに附則第5条の5第1項（これらの規定を法附則第5条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、
当分の間、法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6②）

(6) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した

(2) 略

12の4 法第37条の2の規定に基づく寄附金税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 特例控除対象寄附金であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が法第37条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出した時に当該寄附金を受領した都道府県、市町村又は特別区が同条第2項の規定による指定をされているかどうかにより行うものであり、同項の規定による指定を受けていた都道府県、市町村又は特別区が同条第6項の規定により指定を取り消された日以後に当該都道府県、市町村又は特別区に対して支出した寄附金については、特例控除対象寄附金とはならないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 平成26年度から令和20年度までの各年度分の個人の道府県民税についての法第37条の2第1項及び第11項並びに附則第5条の5第1項（これらの規定を法附則第5条の7第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定については、法附則第5条の6の規定により読み替えて適用すること。（法附則5の6①）

(5) 特定寄附信託の委託者が、当該特定寄附信託契約に基づき寄附金税額控除の対象となる公益法人等に対して寄附した金額のうち、非課税となった利子所得に相当する金額に係る部分は、寄附金税額控除は適用しないこととすること。なお、非課税となった利子所得に相当する金額は、前年中の非課税となっている特定寄附信託に係る利子等の金額に、同年中に特定寄附信託の信託財産から支出した

道府県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7①、令附則4の6①）

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、指定申出手続にあたって発出される「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」等の通知を参照されたいこと。

(2) 略

道府県民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の合計額の同年中に当該信託財産から支出した所得税の寄附金控除の対象となる寄附金の合計額に対する割合を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とすること。（法附則5の7①、令附則4の6①）

12の6 ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) ふるさと納税に関する寄附金の募集については、法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する基準に適合するよう行われるべきものであり、その詳細な取扱いについては、別途「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」（令和6年6月28日付総税市第67号）及び「ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて」（令和6年7月16日付総税市第71号）を参照されたいこと。

このほか、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっての留意事項については、別途「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成29年4月1日付総税市第28号）及び「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成30年4月1日付総税市第37号）に示されている事項についても参照し、その趣旨を踏まえた適切な対応を行うべきものであること。

(2) 略

13の3 法附則第5条の4の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則5の4①～⑤、⑪～⑬）

(1) この控除は、取得した住宅を居住の用に供した年（以下「居住年」という。）が平成18年以前である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年以後である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。
また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が

平成19年以後である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) 法附則第5条の4第1項第2号には、前年分の所得につき平成18年度税制改正における税源移譲前の税率を適用した場合の所得税額が、同項第3号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、これらの金額は、いずれも住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(3) この控除の適用を受けようとする所得割の納税義務者は、適用を受けようとする年度ごとに、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に適用を受けようとする旨及び道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があるものであること。したがって、年末調整によって所得税における住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた所得割の納税義務者についても、道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出する必要があるものであること。

(4) 所得税の確定申告をする所得割の納税義務者は、税務署長を経由して、(2)の道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を提出することができるものであること。

(5) 当該道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書は、毎年3月15日までに提出される必要があるが、その提出期限後においても道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出された場合には、この控除の適用を受けることができるものであること。

(6) 市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、(2)の申告書に記載された事項について確認を求め、控除すべき額を決定するものであること。

13の3 法附則第5条の4の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4①～④)

(1) この控除は、取得した住宅を居住の用に供した年が平成21年から令和12年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであること。

13の3の2 法附則第5条の4の2の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法附則5の4の2①～④)

(1) この控除は、居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である所得割の納税義務者を対象とするものであり、居住年が平成19年又は

(2) 法附則第5条の4第1項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定）については適用しないで計算するものであること。

(3) 法附則第5条の4第1項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(4) 市町村は、給与支払報告書等の記載により、控除額を算出するために必要な情報を把握するものであること。

第5 申告

15の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法45の3の3）

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 略

イ 特定配偶者（法第45条の3の3第1項第2号に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）（同項第1号及び第2号に掲げる者の特定配偶者にあつては、退職所得等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の氏名、住所、

平成20年である所得割の納税義務者は対象とならないものであること。また、2以上の居住年に係る住宅借入金等を有する所得割の納税義務者については、その居住年が平成18年以前又は平成21年から令和7年までの各年である住宅借入金等のみを対象とし、居住年が平成19年又は平成20年である住宅借入金等はないものとして、控除すべき額を計算するものであること。

(2) この控除は、法附則第5条の4の規定に基づく住宅借入金等特別税額控除の適用を受けた場合には適用されないものであること。

(3) 法附則第5条の4の2第1項第1号には、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額が規定されているものであるが、この控除額は、租税特別措置法第41条の3の2の規定（特定の増改築等に係る住宅借入金等特別税額控除に係る控除額の特例の規定）については適用しないで計算するものであること。

(4) 法附則第5条の4の2第1項第2号には、前年分の所得税額が規定されているものであるが、この金額は、住宅借入金等特別税額控除を行う前の段階の所得税額であること。

(5) 市町村は、給与支払報告書等の記載により、控除額を算出するために必要な情報を把握するものであること。

第5 申告

15の3 公的年金等受給者の扶養親族等申告書については、次の諸点に留意すること。（法45の3の3）

(1) 公的年金等受給者の扶養親族等申告書は、この申告書により把握した次に掲げる事項を、公的年金等支払報告書の所定の欄に転記することに用いるものであること。

ア 略

イ 特定配偶者（法第45条の3の3第1項_____に規定する特定配偶者をいう。以下同じ。）_____の氏名、住所、

個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ _____ 扶養親族（第45条の3の3第1項第1号及び第2号に掲げる者の扶養親族にあつては、退職所得等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

エ _____ 特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。以下この項において同じ。）（法第45条の3の3第1項第1号及び第2号に掲げる者の特定親族にあつては、退職所得等を有するものに限る。以下この項において同じ。）の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2)～(4) 略

(5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項については、国外扶養親族証明書類が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。また、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)イからエまでに掲げる事項については、規則第2条の3の6第10項及び第11項の規定により提出すべき書類が公的年金等支払者に対して提出されていない特定配偶者、_____ 扶養親族又は _____ 特定親族についても転記すること。

(6)～(8) 略

第8 道府県による徴収

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、前年分の所得税につき分離課税を選択した場合に限り、道府県民税につき分離課税の適用があるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法

個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

ウ 退職手当等に係る所得を有する扶養親族 _____
_____ の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

エ 退職手当等に係る所得を有する特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。以下この項において同じ。） _____
_____ の氏名、申告者との続柄、住所、個人番号、その合計所得金額の見積額その他参考となるべき事項

(2)～(4) 略

(5) 公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)アに掲げる事項については、国外扶養親族証明書類が公的年金等支払者に対して提出されていない控除対象外国扶養親族も含めて転記すること。また、公的年金等支払者が公的年金等支払報告書の所定の欄に転記する(1)イからエまでに掲げる事項については、規則第2条の3の6第10項及び第11項の規定により提出すべき書類が公的年金等支払者に対して提出されていない特定配偶者又は退職手当等に係る所得を有する扶養親族若しくは特定親族についても転記すること。

(6)～(8) 略

第8 道府県による徴収

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、前年分の所得税につき分離課税を選択した場合に限り、道府県民税につき分離課税の適用があるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100分の1）に相当する金額の所得割を課するものであること。（法

附則 33 の 2 ①)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(2) 略

第 1 1 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成 10 年 1 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日 までの間にした土地の譲渡等については、法附則第 33 条の 3 第 1 項の特例措置は適用されないことに留意すること。(法附則 33 の 3④)

第 1 4 の 2 特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税の特例

4 1 の 2 当分の間、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第 35 条の 3 の 6 第 1 項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る課税雑所得等の金額の 100 分の 2 (所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合は、100 分の 1) に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した特定暗号資産に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、特定暗号資産に係る所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得の金額から控除できないこととされ、また、特定暗号資産に係る所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、特定暗号資産に係る事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないことに留意すること。(法附則 35 の 3 の 6 ①・②Ⅱ)

附則 33 の 2 ①)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(2) 略

(3) 平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 1 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対して課する所得割の額は、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の 100 分の 1.2 に相当する金額とされているものであること。(地方税法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 21 号。以下「平成 20 年改正法」という。)附則 3⑫)

第 1 1 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例等

36 ただし、平成 10 年 1 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日 までの間にした土地の譲渡等については、法附則第 33 条の 3 第 1 項の特例措置は適用されないことに留意すること。(法附則 33 の 3④)

(2) 前年前3年以内に生じた法附則第35条の3の7第2項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額については、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。(法附則35の3の7①)

第3節 法人の道府県民税

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分として事業年度(通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)開始の日以後6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであることに留意すること。(法53①前段・②前段、令8の6①・8の8、令附則5の2の4①・②)したがって、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第53条第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額(関係道府県ごとに分割した後の額)に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額(関係道府県ごとに分割する前の額)に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとする

第3節 法人の道府県民税

44 2以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人が、法第53条第1項前段又は第2項前段の規定により中間申告をする場合の前事業年度分として事業年度(通算子法人の場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度)開始の日以後6月を経過した日の前日までに各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の計算の基礎となる前事業年度に係る法人税割額には、同条第43項の規定により加算された金額及び租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額に係る部分は含まれないものであることに留意すること。(法53①前段・②前段、令8の6①・8の8、令附則5の2の4①・②)したがって、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額の算定に当たっては、前事業年度分として各道府県ごとに納付した法人税割額及び納付すべきことが確定した法人税割額の合計額から、法第53条第43項の規定により加算された金額及び当該法人税割額の課税標準である法人税額(関係道府県ごとに分割した後の額)に前事業年度の法人税割の税率を乗じて得た金額に当該法人税額(関係道府県ごとに分割する前の額)に対する当該法人税額のうち租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額の割合を乗じて得た額を控除する取扱いとする

こと。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。（令附則5の3、令和2年9月改正令附則3⑧・⑨）

46の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項並びに我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和5年法律第69号。以下46の2、47及び47の2において「特別措置法」という。）第18条第1項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（租税特別措置法第66条の7第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額、同条第10項に規定する所得地方法人税額及び特別措置法第18条第1項に規定する防衛特別法人税の額の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53⑳、特別措置法43①）

(1) 国税において、控除対象所得税額等相当額の税額控除が行われた結果全額法人税額、地方法人税額及び防衛特別法人税額から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額はないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) 特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第53条第36項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号様式に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令9の6の2②、則3①）

こと。

なお、上記の租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合についても、同様の取扱いであること。（令附則5の3、令和2年9月改正令附則3⑧・⑨）

46の2 内国法人が各事業年度において租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項 _____
_____ の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の控除対象所得税額等相当額（同条 _____ 第4項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下46の2において同じ。）のうち、同条第4項に規定する法人税の額及び同条第10項に規定する所得地方法人税額 _____ の合計額を超える額があるときは、法人税割額から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53⑳ _____ ）

(1) 法人税において、控除対象所得税額等相当額の税額控除が行われた結果全額法人税額及び地方法人税額 _____ から控除することができる場合には、道府県民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額はないものであること。

(2)及び(3) 略

(4) _____ 法第53条第36項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる所得税等の額（租税特別措置法第66条の7第4項に規定する所得税等の額をいう。以下(4)において同じ。）は、所得税等の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した規則第7号様式に当該計算の基礎となる当該所得税等の額として記載された金額を限度とするものであること。（令9の6の2②、則3①）

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、同法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額、地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項の
地方法人税控除限度額又は地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項の規定により計算した金額及び特別措置法第16条第1項の防衛特別法人税控除限度額又は防衛特別法人税に関する政令（令和7年政令第134号）第3条第3項の規定により計算した金額の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第4項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53^㉔、特別措置法第43^①）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7^①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第8項若しくは第10項又は第66条の9の2第1項、第8項若しくは第10項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定により外国の

47 内国法人又は外国法人が外国において外国の法人税等（外国法人にあつては、法人税法第138条第1項第1号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されたものに限る。）を課された場合には、当該外国において課された外国の法人税等の額のうち、法人税法第69条第1項の控除限度額又は同法第144条の2第1項の控除限度額及び地方法人税法（平成26年法律第11号）第12条第1項に規定する地方法人税控除限度額又は地方法人税法施行令（平成26年政令第139号）第3条第3項の規定により計算した金額

_____の合計額を超える額があるときは、令第9条の7第4項の規定により計算した道府県民税の控除限度額以内の額について法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から税額控除が認められているものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法53^㉔_____）

(1) 「外国の法人税等」とは、おおむね、外国の法令に基づき外国又はその地方公共団体により法人の所得を課税標準として課される税をいうものであるが、その範囲については法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第141条に規定するところによるものであり、控除の対象となる外国の法人税等の額は法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額及び同法第144条の2第1項に規定する控除対象外国法人税の額の計算の例によるものであること。（令9の7^①）

なお、内国法人が、租税特別措置法第66条の6第1項、第6項若しくは第8項又は第66条の9の2第1項、第6項若しくは第8項の規定により外国関係会社又は外国関係法人に係る課税対象金額、部分課税対象金額、金融子会社等部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入した場合に令第9条の7第3項の規定により外国の

なお、次に掲げる事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(4)～(7) 略

(8) 特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第53条第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第5項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(特別措置法43①、令9の7⑦、則3の2⑤)

47の2 特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第53条第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度(以下47の2において「適用事業年度」という。)の同項に規定する税額控除額(以下47の2において「税額控除額」という。)が当初申告税額控除額(当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第53条第40項(第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。(法53③⑨～④)

なお、次に掲げる事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額は、前3年以内の各事業年度における控除限度額を超える外国税額及び道府県民税の控除余裕額に含まれないものであること。

ア及びイ 略

(4)～(7) 略

(8) _____法第53条第38項の規定による控除をされるべき金額の計算の基礎となる当該事業年度において課された外国の法人税等の額その他の規則第3条の2第5項で定める金額は、道府県知事において特別の事情があると認める場合を除くほか、外国の法人税等の額の控除に関する事項を記載した規則第7号の2様式に当該計算の基礎となる金額として記載された金額を限度とする。(_____令9の7⑦、則3の2⑤)

47の2 _____法第53条第38項の規定を適用する場合において、通算法人の同条第39項に規定する適用事業年度(以下47の2において「適用事業年度」という。)の同項に規定する税額控除額(以下47の2において「税額控除額」という。)が当初申告税額控除額(当該適用事業年度の同条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。)と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなすものであること。適用事業年度について同条 _____第40項(第1号及び第3号 _____に係る部分に限る。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第39項の規定を適用する場合は、同条第40項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなすものであること。(法53③⑨～④)

、特別措置法43①)

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下47の2において「対象事業年度」という。）において、法第53条第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下47の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下47の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法53④・⑤）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ法第53条第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について特別措置法第43条第1項の規定により読み替えられた法第53条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額

_____)

また、適用事業年度後の通算法人（通算法人であった内国法人（公益法人等に該当することとなった内国法人を除く。）を含む。）の各事業年度（以下47の2において「対象事業年度」という。）において、法第53条第42項に規定する調整後過去税額控除額（以下47の2において「調整後過去税額控除額」という。）が同項に規定する過去当初申告税額控除額（以下47の2において「過去当初申告税額控除額」という。）を超える場合にあっては税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を法人税割額から控除するものであり、過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合にあっては法人税割額に税額控除超過額相当額（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。以下この節において同じ。）を加算するものであること。（法53④・⑤）

これらの場合において、当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ同条_____第1項の規定による申告書の提出期限までに提出された仮決算に係る中間申告書又は確定申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下47の2において同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなすものであること。また、当該対象事業年度について同条_____第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされた後において同条第44項又は第45項の規定を適用する場合は、同項の規定にかかわらず、あらためて当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額

若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法53④、特別措置法43①)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(9) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項(____(16)及び(17)を除く。)の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23④IV)

(1)～(4) 略

(5) 試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。)の同項の規定による控除、同条第7項の規定による控除、当該中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第3号の中小企業者等控除限度額に係るものに限る。))がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算、及び中小企業者等(同法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(13)、(14)及び(15)において同じ。))の同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。)(措置法42の4、法附則8①～④)

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等租税特別措置法

若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなすものであること。(法53④_____)

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1)～(9) 略

50 法人税割の課税標準である法人税額とは、内国法人にあつては次に掲げる事項の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の額、各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)を、外国法人にあつては恒久的施設帰属所得及び恒久的施設非帰属所得の区分ごとの次に掲げる事項((7)、(16)及び(17)を除く。)の適用前の法人税額(各対象会計年度の国際最低課税残余額に対する法人税の額及び各対象会計年度の国内最低課税額に対する法人税額を除く。)をいうものであり、したがって法人が現実に納付すべき法人税額と異なる場合のあることに留意すること。(法23④IV)

(1)～(4) 略

(5) 一般試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等(租税特別措置法第42条の4第4項に規定する中小企業者等をいう。以下(5)において同じ。)の試験研究費に係るもの(中小企業者等の当該事業年度又は当該中小企業者等に係る同条第8項第3号イの他の通算法人の同項第2号に規定する他の事業年度において同項第5号に規定する当初申告税額控除可能分配額(同項第3号の中小企業者等税額控除限度額に係るものに限る。))がある場合における同項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。))

_____を除く。)(措置法42の4、法附則8①・③)

(6) 特別試験研究費に係る法人税額の特別控除(中小企業者等租税特別措置法

第42条の4の2第1項の規定による控除、中小企業者等の同条第2項において準用する同法第42条の4第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算、及び中小企業者等の同法第42条の4の2第2項において準用する同法第42条の4第14項に規定する控除 を除く。) (措置法42の4の2、法附則8⑤～⑦)

(7) 重点産業技術試験研究費に係る法人税額の特別控除 (中小企業者等の租税特別措置法第42条の5第1項の規定による控除、中小企業者等の同条第2項の規定による控除、中小企業者等の同条第3項第2号において準用する同法第42条の4第8項第6号ロ及び第7号の規定による加算、及び中小企業者等の同条第42条の5第3項第2号において準用する同法第42条の4第14項の規定による控除を除く。) (措置法42の5、法附則8⑧～⑪)

(8)及び(9) 略

(10) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑫)

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12②・⑥・⑦、法附則8⑬)

(12) 略

(13) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12の5、法附則8⑭～⑯)

(14) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (租税特別措

第42条の12の5第3項に規定する中小企業者等をいう。以下(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15)において同じ。) の試験研究費に係るもの (当該中小企業者等に係る同法第42条の4第18項において準用する同条第8項第6号ロ又は第7号の規定による加算を含む。) を除く。) (措置法42の4、法附則8②・④)

(7) 一般試験研究費又は特別試験研究費に係る法人税額の特別控除について、過去適用事業年度等 (租税特別措置法第42条の4第13項 (同条第18項において準用する場合を含む。以下(7)において同じ。)) に規定する過去適用事業年度等をいう。以下(7)において同じ。) における取戻税額等に超過があった場合の同条第13項の規定による控除 (中小企業者等の過去適用事業年度等における取戻税額等に超過があった場合の同項の規定による控除を除く。) (措置法42の4、法附則8②)

(8)及び(9) 略

(10) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の11の2②・⑤・⑥、法附則8⑤)

(11) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の11の3②・⑤・⑥、法附則8⑥)

(12) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12、法附則8⑦)

(13) 略

(14) 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除 (中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12の5、法附則8⑧～⑪)

(15) 生産工程効率化等設備を取得した場合等の法人税額の特別控除 (租税特別措

置法第42条の12の6第2項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12の6②～⑧・⑫～⑮、法附則8⑰)

(15) 特定生産性向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12の7②～④・⑦・⑩・⑪、法附則8⑱・⑲)

(16)及び(17) 略

50の3 50(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(13)、(14)及び(15)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(5)、(6)、(7)及び(13)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2)及び(3) 略

(4) 法人が50(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

(5) 法人が50(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした特定生産性向上設備等を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53から53の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53③・⑧・⑬・⑲・㉓・㉖、法附則8③・⑥・⑩・8の2、令和2年改正法附則5④～⑥、令8の13・8の16の6・8の17・8の19の3・8の20・8の23、令附則5の2の4⑤～⑧・5の3、令和2年9月改正令附則3⑫・⑰・㉑)

(1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同法第42条の4の2第2項又は第42条の5第3項第2号において準用する場合を含む。)、第42

置法第42条の12の6第2項に規定する控除について、中小企業者等に係るものを除く。) (措置法42の12の6②～⑧・⑫～⑮、法附則8⑱)

(16)及び(17) 略

50の3 50(5)、(6)、(7)、(10)、(11)、(12)、(14)及び(15)における中小企業者等であるかどうかの判定の時期については次の点に留意すること。

(1) 法人が50(5)、(6)、(7)、(12)及び(14)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況により判定するものとする。

(2)及び(3) 略

(4) 法人が50(15)における中小企業者等に該当する法人であるかどうかは、その取得等をした生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況により判定するものとする。

54 53から53の7までの場合の控除限度額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。(法53③・⑧・⑬・⑲・㉓・㉖、法附則8③・④__・8の2、令和2年改正法附則5④～⑥、令8の13・8の16の6・8の17・8の19の3・8の20・8の23、令附則5の2の4⑤～⑦・5の3、令和2年9月改正令附則3⑫・⑰・㉑)

(1) 内国法人 法人税割の課税標準である法人税額について租税特別措置法第42条の4第8項第6号ロ若しくは第7号(これらの規定を同条第18項において準用する場合を含む。)、第42

条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第10項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。

第4節 利子等に係る道府県民税

第18の2 利子割の清算

62の2 利子割の清算については、次の諸点に留意すること。

(1) 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に100分の99を乗じて得た額を、各道府県ごとの利子割清算基準額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものであること。この場合において、他の道府県に支払うべき金額と他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものであること。(法71の15①、令9条の14、令9条の14の2)

条の14第1項若しくは第4項、第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(2) 恒久的施設帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

(3) 恒久的施設非帰属所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 法人税割の課税標準である法人税法第141条第1号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額について租税特別措置法第62条第1項、第62条の3第1項若しくは第9項又は第63条第1項の規定により加算された金額がある場合には、当該法人税額から当該加算された金額を控除した額

なお、上記(1)から(3)までに掲げる租税特別措置法の規定により加算された金額の他に、過去に改廃され、なお効力を有する又は従前の例によることとされている租税特別措置法の規定により加算された金額がある場合は、当該加算された額を控除した額を控除限度額とすること。

第4節 利子等に係る道府県民税

(2) 利子割清算基準額については、各道府県ごとに、当該道府県内に住所を有する個人に係る所得の金額に相当する金額として規則第3条の7の3で定めるところにより算定した額で当該年度の初日の属する年の前年3年内の各年に係るものを合算したものを3で除して得た額を用いるものであること。(法71の25③、則3の7の3)

第18の3 利子割の市町村に対する交付

62の3 道府県は、当該道府県に納入された利子割に相当する額に100分の99を乗じて得た額に、62の2(1)の清算により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する金額を加算し、他の都道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の5分の3に相当する額を、当該道府県内の市町村(特別区を含む。)に対し、当該市町村に係る基準道府県民税額の当該道府県に係る基準道府県民税額に対する割合の当該年度前3年度内の各年度に係るものの平均値により按分して交付すること。この場合において、「当該市町村に係る個人の道府県民税の額」は、当該市町村から当該道府県に払い込まれた個人の道府県民税の額(当該道府県の決算ベース)であること。(法71の26、令9の14・9の15、則3の8・3の9)

なお、利子割交付金の交付額の算定及びその交付に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 基準道府県民税額は、個人の道府県民税の額のうち指定都市に係る道府県民税所得割の額がある場合には、次に掲げる額の合計額とするものであること。

(令9の15、則3の11の2)

ア 個人の道府県民税の額から指定都市に係る道府県民税所得割の額を控除した額。

イ 指定都市に係る道府県民税所得割の額に、指定都市以外の道府県民税所得割の税率を当該指定都市以外の道府県民税所得割の税率から100分の2を控除した率で除して得た数値を乗じて得た額。

(2) 利子割に係る交付金について、各年度において交付することができなかつた金額があるとき、又は各年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、当該金額はその翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額すること。(令9の15②)

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額(以下1の2において「資本金の額」という。)が1億円を超える法人(当分の間、資本金の額が1億円以下であっても、前事業年度に外形対象法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。)に該当したものであって、当該事業年度に払込資本の額が10億円を超える法人を含む。)又は法第72条の2第1項第1号ロ(1)若しくは(2)に該当する法人(以下この章において「100%子法人等」という。)が行う事業(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。)、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。)、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))が行う事業を除く。))及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。))が付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意する

第3章 事業税

第1節 通則

第1 納税義務及び納税義務者

1の2 収入金額課税事業(法第72条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。)以外の事業のうち、資本金の額又は出資金の額(以下1の2において「資本金の額」という。)が1億円を超える法人(当分の間、資本金の額が1億円以下であっても、前事業年度に外形対象法人(法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。)に該当したものであって、当該事業年度に払込資本の額が10億円を超える法人を含む。)又は法第72条の2第1項第1号ロ(1)若しくは(2)に該当する法人(以下この章において「100%子法人等」という。)が行う事業(法第72条の4第1項各号に掲げる法人(公共法人)、法第72条の5第1項各号に掲げる法人(2の2において「公益法人等」という。))、法第72条の24の7第7項各号に掲げる法人(特別法人)、法第72条の2第4項に規定する人格のない社団等(1の3において「人格のない社団等」という。))、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)第2条第12項に規定する投資法人、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))が行う事業を除く。))及び特定ガス供給業(法第72条の2第1項第4号に掲げる事業をいう。以下この章において同じ。))が付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税の対象となるものであるが、次の諸点に留意する

こと。(法72の2①・②、法附則8の3の3、令10の2・10の3・10の4・10の5、令附則5の7、則3の13の4、則附則2の6の3)

(1) 略

(2) 外国法人の資本金の額又は払込資本の額は、法第72条の2第2項第1号又は第2号に定める日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下(2)及び4の6の1において「電信売買相場の仲値」という。)により換算した円換算額によること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

(3) 則第3条の13の4及び則附則第2条の6の3の会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第76条第2項第3号又は第3項第3号に規定する資本剰余金(以下「資本剰余金」という。以下1の2において同じ。)に準ずる金額とは、会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人が出資者から出資を受けた金額のうち資本金の額以外の金額をいい、同号の会社以外の法人の資本剰余金外国法人の資本剰余金(これに類するものを含む。)、会員商品取引所の加入金等が含まれるものであること。なお、外国法人の資本剰余金(これに類するものを含む。)については、当該外国法人の本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在する国の法令に定めるところを勘案して判定すること。

(4)～(7) 略

1の5 事業を行う法人又は個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている法人又は個人をいうものであるが、その具体的判定に当たっては次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 他の諸法規において雇用者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに地方税法上「事業を行う者」に該当しないとはいえないのであるが、

こと。(法72の2①・②、法附則8の3の3、令10の2・10の3・10の4・10の5、令附則5の7、則3の13の4、則附則2の6の3)

(1) 略

(2) 外国法人の資本金の額又は払込資本の額は、法第72条の2第2項第1号又は第2号に定める日の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値(以下1の2(2)及び4の6の1において「電信売買相場の仲値」という。)により換算した円換算額によること。なお、電信売買相場の仲値は、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、その法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これによることを認めるものであること。

(3) 則第3の13の4及び則附則第2の6の3の会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第76条第2項第3号又は第3項第3号に規定する資本剰余金(以下「資本剰余金」という。以下1の2において同じ。)に準ずる金額とは、会社法第2条第1号に規定する会社以外の法人が出資者から出資を受けた金額のうち資本金の額以外の金額をいい、同号の会社以外の法人の資本剰余金外国法人の資本剰余金(これに類するものを含む。)、会員商品取引所の加入金等が含まれるものであること。なお、外国法人の資本剰余金(これに類するものを含む。)については、当該外国法人の本店又は主たる事務所若しくは事業所の所在する国の法令に定めるところを勘案して判定すること。

(4)～(7) 略

1の5 事業を行う法人又は個人とは、当該事業の収支の結果を自己に帰属せしめている法人又は個人をいうものであるが、その具体的判定に当たっては次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 他の諸法規において雇傭者としての取扱いを受けているということのみの理由で直ちに地方税法上「事業を行う者」に該当しないとはいえないのであるが、

その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇用関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること。

(3)及び(4) 略

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)～(9) 略

(10) 第2種事業で主として自家労力を用いて行うものが第2種事業の課税客体から除外することとされているのは、第2種事業の原始産業たる性格にかんがみ、特に零細なものにまで課税の範囲を拡げることは不相当であると認められたことによるものであること。したがって、その認定に当たっては、その趣旨に沿うように十分に留意するとともに、特に次の諸点に注意すること。(法72の2⑨)

ア 略

イ 農繁期、盛漁期等に応援の目的をもってなされる近隣の手伝程度のもは雇用労力とみなすべきものではないので、これを事業を行う者の自家労力以外の労力の計算から除外すること。

ウ 略

(11)～(14) 略

(15) コンサルタント業には、具体的には、企業診断士、経営士、経営管理士、経営調査士、財務管理士等の名称を用いて行われる経営コンサルタント業、技術士、設計コンサルタント、建設コンサルタント等の名称を用いて行われる技術コンサルタント業のほか、美容コンサルタント業、旅行コンサルタント業等が該当するものであること。(法72の2⑩XVのⅢ)

(16) デザイン業とは、継続して、対価の取得を目的として、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行う事業をいうものであり、ここでいうデザインに

その事業に従事している形態が契約によって明確に規制されているときは、雇働関係の有無はその契約内容における事業の収支の結果が自己の負担に帰属するかどうかによって判断し、また契約の内容が上記のごとく明確でないときは、その土地の慣習、慣行等をも勘案のうえ当該事業の実態に即して判断すること。

(3)及び(4) 略

第2 課税客体及び非課税の範囲

2の1 事業税の課税客体の認定については、次の諸点に留意すること。

(1)～(9) 略

(10) 第2種事業で主として自家労力を用いて行うものが第2種事業の課税客体から除外することとされているのは、第2種事業の原始産業たる性格にかんがみ、特に零細なものにまで課税の範囲を拡げることは不相当であると認められたことによるものであること。したがって、その認定に当たっては、その趣旨に沿うように十分に留意するとともに、特に次の諸点に注意すること。(法72の2⑨)

ア 略

イ 農繁期、盛漁期等に応援の目的をもってなされる近隣の手伝程度のもは雇働労力とみなすべきものではないので、これを事業を行う者の自家労力以外の労力の計算から除外すること。

ウ 略

(11)～(14) 略

(15) コンサルタント業には、具体的には、企業診断士、経営士、経営管理士、経営調査士、財務管理士等の名称を用いて行われる経営コンサルタント業、技術士、設計コンサルタント、建設コンサルタント等の名称を用いて行われる技術コンサルタント業のほか、美容コンサルタント業、旅行コンサルタント業等が該当するものであること。(法72の2⑩VXのⅢ)

(16) デザイン業とは、継続して、対価の取得を目的として、デザインの考案及び図上における設計又は表現を行う事業をいうものであり、ここでいうデザインに

は芸術活動により創作される作品は含まれないので、十分留意する必要があること。

なお、デザインには、具体的には、工業デザイン、クラフトデザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、ディスプレイ、服飾デザイン及び庭園等のデザインが該当するものであること。（法72の2⑩XVIのIII）

(17) 諸芸術師業とは、茶、生花、舞踊、音楽、和洋裁、角力、柔道、語学、囲碁、将棋等を対価を得て教授する事業をいうものであるが、事業所等と認められるものを有しない程度の小規模なものについては、課税しないことが適当であること。

なお、法人でない各種学校については、法人たる各種学校が収益事業以外の事業の所得について課税されないものであるのにかんがみ、その収益事業以外の事業の所得に対しては、課税しないことが適当であること。（法72の2⑩XVII）

(18)及び(19) 略

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の3 報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料（以下4の1の3において「収益配分額」という。）の計算に当たっては、消費税及び地方消費税（以下4の1の3において「消費税等」という。）を除いた金額を基礎とするものであること。したがって、例えば、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、派遣契約料から当該消費税等相当額を控除した額に75%を乗じた額が派遣先法人の報酬給与額となるものであること。

なお、消費税等の額の控除に当たって、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 令和8年10月1日から令和13年9月30日までの間に国内において適格

は芸術活動により創作される作品は含まれないので、十分留意する必要があること。

なお、デザインには、具体的には、工業デザイン、クラフトデザイン、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、広告デザイン、インテリアデザイン、ディスプレイ、服飾デザイン及び庭園等のデザインが該当するものであること。（法72の2⑩VIXのIII）

(17) 諸芸術師業とは、茶、生花、舞踊、音楽、和洋裁、角力、柔道、語学、囲碁、将棋等を対価を得て教授する事業をいうものであるが、事業所等と認められるものを有しない程度の小規模なものについては、課税しないことが適当であること。

なお、法人でない各種学校については、法人たる各種学校が収益事業以外の事業の所得について課税されないものであるのにかんがみ、その収益事業以外の事業の所得に対しては、課税しないことが適当であること。（法72の2⑩VIIIX）

(18)及び(19) 略

第2節 法人事業税

第4 課税標準の算定

1 付加価値額総論

4の1の3 報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料（以下4の1の3において「収益配分額」という。）の計算に当たっては、消費税及び地方消費税（以下4の1の3において「消費税等」という。）を除いた金額を基礎とするものであること。したがって、例えば、派遣契約料に消費税等が含まれている場合には、派遣契約料から当該消費税等相当額を控除した額に75%を乗じた額が派遣先法人の報酬給与額となるものであること。

なお、消費税等の額の控除に当たって、次の諸点に留意すること。

(1)及び(2) 略

(3) 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において適格

請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引を行った場合において、当該課税仕入れにつき、平成28年所得税法等改正法附則第53条第1項（平成30年改正令附則第23条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(3)において同じ。）の規定の適用を受けるときは、(1)の規定にかかわらず、収益配分額の計算に当たって、平成28年所得税法等改正法附則第53条第1項の規定により課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額及び当該課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額に係る地方消費税に相当する金額の合計額を控除すること。

2 報酬給与額の算定

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

(1) 略

(2) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合の当該社宅等に係る賃借料については、4の4の9(1)において支払賃借料又は受取賃借料とされていることから、(1)にかかわらず、所得税において給与所得又は退職所得として課税される場合であっても、報酬給与額には含めないものとする。

4の2の11 4の2の9にかかわらず、法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち次に掲げるものは報酬給与額とならないものであること。（法72の15①II、令20の2の3②）

(1)～(6) 略

(7) (6)の移管の場合において、いったん返還された金額のうち適格退職年金に係る過去勤務債務等の現在額に充てる額

4の2の17 法附則第9条第12項及び第13項に規定する控除の要件については、原則として法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業

請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る取引を行った場合において、当該課税仕入れにつき、平成28年所得税法等改正法附則第53条第1項（平成30年改正令附則第23条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下(3)において同じ。）の規定の適用を受けるときは、(1)の規定にかかわらず、収益配分額の計算に当たって、平成28年所得税法等改正法附則第53条第1項の規定により課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額及び当該課税仕入れに係る消費税額とみなされる金額に係る地方消費税に相当する金額の合計額を控除すること。

2 報酬給与額の算定

4の2の6 法人が役員又は使用人のために給付する金銭以外の物又は権利その他経済的利益の取扱いについては、次の諸点に留意すること。（法72の15①I）

(1) 略

(2) 法人が賃借している土地又は家屋を当該法人の役員又は使用人に社宅等として賃貸している場合の当該社宅等に係る賃借料については、4の4の9(1)において支払賃借料又は受取賃借料とされていることから、4の2の6(1)にかかわらず、所得税において給与所得又は退職所得として課税される場合であっても、報酬給与額には含めないものとする。

4の2の11 4の2の9にかかわらず、法人が役員又は使用人のために支出する掛金等のうち次に掲げるものは報酬給与額とならないものであること。（法72の15①II、令20の2の3②）

(1)～(6) 略

(7) 4の2の11(6)の移管の場合において、いったん返還された金額のうち適格退職年金に係る過去勤務債務等の現在額に充てる額

4の2の17 法附則第9条第13項及び第14項に規定する控除の要件については、原則として法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業

税においては、適用するものであること。

なお、法附則第9条第12項及び第13項に規定する継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4の2の17において同じ。）がある場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）、同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第12項及び第13項（これらの規定を同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9⑬～⑯、令附則6の2⑥・⑦）

(1) 略

(2) 非課税事業等と所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を併せて行う法人 法附則第9条第15項の規定により読み替えて適用される同条第12項及び第13項により計算した金額（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第6条の2第6項で定めるところにより計算した金額）

税においては、適用するものであること。

なお、同 第13項及び第14項に規定する継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額は、これらの給与等の支給額に、その給与等に充てるため他の者から支払いを受けた金額がある場合には、当該金額を控除するものであり、その給与等に充てるための雇用安定助成金額（国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額をいう。以下4の2の17において同じ。）がある場合には、継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除しない金額であるが控除対象雇用者給与等支給増加額、雇用者給与等支給額及び比較雇用者給与等支給額にあつては当該雇用安定助成金額を控除した金額であることに留意すること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業（以下この章において「非課税事業等」という。）、法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。）、同項第3号に掲げる事業（以下この章において「収入金額等課税事業」という。）又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第9条第13項及び第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。（法附則9⑬～⑯、令附則6の2⑥・⑦）

(1) 略

(2) 非課税事業等と所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業を併せて行う法人 法附則第9条第16項の規定により読み替えて適用される同条第13項及び第14項により計算した金額（特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第6条の2第6項で定めるところにより計算した金額）

(3) 略

3 純支払利子の算定

4の3の4 法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引による同条第1項に規定するリース資産の引渡しに係る契約（これらに類する契約を含む。）によって購入又は販売した資産に係る割賦期間分の利息相当額は、契約書等において購入代価又は販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。 (法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

6 資本金等の額の算定

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(4) 略

(5) (1)から(4)までの計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定 (法72の21⑦・⑧)

(6) 略

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定 (法72の22②、令20の2の26)

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定 (令20の2の27④)

(3) (1)及び(2)の計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定 (法72の21⑦・⑧)

(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定 (令20の2の27⑦)

(3) 略

3 純支払利子の算定

4の3の4 法人税法第63条に規定するリース譲渡契約（これらに類する契約を含む。）によって購入又は販売した資産に係る割賦期間分の利息相当額は、契約書等において購入代価又は販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱うものとする。 (法72の16②・③、令20の2の6・20の2の7)

6 資本金等の額の算定

4の6の3 内国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1)～(4) 略

(5) 4の6の3(1)から(4)までの計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定 (法72の21⑦・⑧)

(6) 略

4の6の4 外国法人の資本金等の額の算定については、次に掲げる順序により行うこと。

(1) 外国の事業以外の事業に係る資本金等の額の算定 (法72の22②、令20の2の26)

(2) 収入金額課税事業又は非課税事業以外の事業に係る資本金等の額の算定 (令20の2の27④)

(3) 4の6の4(1)及び(2)の計算の結果が1千億円を超えている場合における資本金等の額の算定 (法72の21⑦・⑧)

(4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人のそれぞれの事業に係る資本金等の額の算定 (令20の2の27⑦)

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の27）

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

(2) (1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア～オ 略

(3) (1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア及びイ 略

(4)～(6) 略

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23

①、平成30年改正法附則6⑨、令和2年改正法附則6②、令和4年改正法附則6②、令20の3・21・21の2）

(1)及び(2) 略

(3) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額の取扱いについても、(1)及び(2)に留意するものであること。（法72の23①、令20の3・21②）

ア 被合併法人等の繰越欠損金額の引継ぎ

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業又は特定ガス供給業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。（令20の2の27）

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

(2) 4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア～オ 略

(3) 4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア及びイ 略

(4)～(6) 略

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。（法72の23

①、平成30年改正法附則6⑨、令和2年改正法附則6②、令和4年改正法附則6②、令20の3・21・21の2）

(1)及び(2) 略

(3) ア又はイに掲げる企業組織再編成が行われた場合における繰越欠損金額の取扱いについても、4の7の4(1)及び(2)に留意するものであること。（法72の23①、令20の3・21②）

ア 被合併法人等の繰越欠損金額の引継ぎ

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下(3)アにおいて「被合併法人等」という。）の当該適格合併の前日10年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した各事業年度又は各中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。）において生じた欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額（以下(3)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額」という。）があるときは、その未処理欠損金額は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなすものであること。（法人税法57②参照）

イ 繰越欠損金額に係る制限

(ア) (3)アの適格合併に係る被合併法人（内国法人との間に支配関係を有するものに限る。）又は(3)アの残余財産が確定した他の内国法人（以下(3)イ(ア)において「被合併法人等」という。）の未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度（当該被合併法人等が当該内国法人との間に最後に支配関係を有することとなった日の属する事業年度

内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該内国法人との間に完全支配関係（当該内国法人による完全支配関係又は法人税法第2条第12号の7の6（定義）に規定する相互の関係に限る。）がある他の内国法人で当該内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の内国法人（以下4の7の4(3)アにおいて「被合併法人等」という。）の当該適格合併の前日10年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前10年以内に開始した各事業年度又は各中間期間（法人税法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間をいう。）において生じた欠損金額のうち、被合併法人等において繰越控除された金額を控除した金額（以下4の7の4(3)ア及びイ(ア)において「未処理欠損金額」という。）があるときは、その未処理欠損金額は、当該内国法人の合併等事業年度以後の各事業年度における繰越控除の適用において、その未処理欠損金額の生じた被合併法人等の事業年度開始の日の属する当該内国法人の事業年度において生じた欠損金額とみなすものであること。（法人税法57②参照）

イ 繰越欠損金額に係る制限

(ア) 4の7の4(3)アの適格合併に係る被合併法人（内国法人との間に支配関係を有するものに限る。）又は4の7の4(3)アの残余財産が確定した他の内国法人（以下4の7の4(3)イ(ア)において「被合併法人等」という。）の未処理欠損金額には、当該適格合併が共同で事業を行うためのものに該当する場合又は当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度開始の日の5年前の日若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度開始の日の5年前の日、当該被合併法人等の設立の日若しくは当該内国法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して支配関係があると認められる場合のいずれにも該当しない場合には、支配関係事業年度（当該被合併法人等が当該内国法人との間に最後に支配関係を有することとなった日の属する事業年度

をいう。)前に生じた欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。(法人税法57③参照)

(イ) 内国法人と支配関係法人(当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下(3)イ(イ)において同じ。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の11第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下(3)イ(イ)において「適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度(以下(3)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。)において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度(当該内国法人が当該支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなった日の属する事業年度をいう。)前に生じた当該内国法人の欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57④参照)

(4) 略

9 収入金額の算定

4の9の11 損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した保険の種類については、次によるものであること。

(1) 船舶保険とは、船舶自体(属具目録に記載され従物と推定されるもの(商法

をいう。)前に生じた欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは含まれないものであること。(法人税法57③参照)

(イ) 内国法人と支配関係法人(当該法人との間に支配関係がある法人をいう。以下4の7の4(3)イ(イ)において同じ。)との間で当該内国法人を合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人とする適格合併若しくは適格合併に該当しない合併で法人税法第61条の11第1項(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)の規定の適用があるもの、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(以下4の7の4(3)イ(イ)において「適格組織再編成等」という。)が行われた場合(当該内国法人の当該適格組織再編成等の日の属する事業年度(以下4の7の4(3)イ(イ)において「組織再編成事業年度」という。)開始の日の5年前の日、当該内国法人の設立の日又は当該支配関係法人の設立の日のうち最も遅い日から継続して当該内国法人と当該支配関係法人との間に支配関係があると認められる場合を除く。)において、当該適格組織再編成等が共同で事業を行うためのものに該当しないときは、当該内国法人の支配関係事業年度(当該内国法人が当該支配関係法人との間に最後に支配関係を有することとなった日の属する事業年度をいう。)前に生じた当該内国法人の欠損金額及び支配関係事業年度以後に生じた欠損金額のうち特定資産の譲渡等損失額に相当する金額からなるものは、当該内国法人の組織再編成事業年度以後の繰越控除においては、ないものとする。(法人税法57④参照)

(4) 略

9 収入金額の算定

4の9の11 損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した保険の種類については、次によるものであること。

(1) 船舶保険とは、船舶自体(属具目録に記載され従物と推定されるもの(商法

(明治32年法律第48号)第685条)を含む。)につき航海に関して生ずべき損害をてん補することを目的とする海上保険をいう。

(2) 運送保険とは、陸上、湖川又は港湾における運送品(商法第569条参照)につき運送中に生ずることあるべき損害をてん補を目的とする損害保険をいい、運送品の所有者としての利益、運送品の到達によって得べき利益(希望利益保険)及び運送品についての運賃の取得に関する利益(運送賃利益)等を保険契約の目的とするものであるが、運送の用具についての保険(例えば自動車保険)を含まないものであること。

(3) 貨物保険とは、貨物について生ずべき航海上の事故による損害の填補を目的とする海上保険をいい、貨物の価額、運送賃及び保険に関する費用の合計額を保険価額とするもの(商法第819条)をいうものであること。

(4)～(6) 略

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の1 各事業年度の開始の前日に開始した内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくもの(以下5の1において「仮装経理事業税額」という。)については当該各事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。)の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、次の諸点に留意すること。(法72の24の10)

(1)～(4) 略

(5) 仮装経理事業税額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア～カ 略

キ 法第72条の24の10第4項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合

685条)を含む。)につき航海に関して生ずべき損害をてん補することを目的とする海上保険をいう。

(2) 運送保険とは、陸上、湖川又は港湾における運送品(商法569条参照)につき運送中に生ずることあるべき損害をてん補を目的とする損害保険をいい、運送品の所有者としての利益、運送品の到達によって得べき利益(希望利益保険)及び運送品についての運賃の取得に関する利益(運送賃利益)等を保険契約の目的とするものであるが、運送の用具についての保険(例えば自動車保険)を含まないものであること。

(3) 貨物保険とは、貨物について生ずべき航海上の事故による損害の填補を目的とする海上保険をいい、貨物の価額、運送賃及び保険に関する費用の合計額を保険価額とするもの(商法819条)をいうものであること。

(4)～(6) 略

第5 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除等

5の1 各事業年度の開始の前日に開始した内国法人の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理したところに基づくもの(以下5の1において「仮装経理事業税額」という。)については当該各事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度に限る。)の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、次の諸点に留意すること。(法72の24の10)

(1)～(4) 略

(5) 仮装経理事業税額の還付又は充当については次の場合について行うものとする。

ア～カ 略

キ 法第72条の24の10第4項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合

(法72条の24の10⑦)

5の4 道府県は、100%子法人等(所得等課税法人及び資本金1億円超のもの等を除く。)が行う事業に対する令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額が、当該法人を法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額を超える場合には、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項の規定による控除(以下5の4において「令和6年改正法附則第8条の規定による控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 令和6年改正法附則第8条の規定による控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を行う場合には、付加価値割、資本割、収入割の順に行うことに留意すること。(令和6年改正法附則8②)

(2)及び(3) 略

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事業所等(同項第1号に規定する事業所等をいう。以下この節において同じ。)の従業者とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を営む個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2の2①)

(法第72条の24の10⑦)

5の4 道府県は、100%子法人等(所得等課税法人及び資本金1億円超のもの等を除く。)が行う事業に対する令和8年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額が、当該法人を法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額を超える場合には、地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)附則第8条第2項の規定による控除(以下5の4において「令和6年改正法附則第8条の規定による控除」という。)を行うこととされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 令和6年改正法附則第8条の規定による控除は、各事業年度の法第72条の25、第72条の28又は第72条の29の確定申告に係る事業税額から行うものであり、事業税額全体から行うものであることに留意すること。なお、当該控除を行う場合には、付加価値割、資本割_____の順に行うことに留意すること。(令和6年改正法附則8②)

(2)及び(3) 略

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の1 法第72条の48第3項の事業所等(同項第1号に規定する事業所等をいう。以下この節において同じ。)の従業者とは、当該事業所等に勤務すべき者で、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払いを受けるべき者をいうものであるが、事業を営む個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払いを受けていないものは給与の支払いを受けるべき者とみなされるものであるから留意すること。この場合において、給与には、退職給与金、年金、恩給及びこれらの性質を有する給与は含まれないものであり、これらの給与以外の給与で所得税法第183条の規定による源泉徴収の対象となるもののみが、規則第6条の2の2第1項に規定する給与に該当するものであること。(法72の48③、則6の2の2①)

なお、その運営に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事業所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事業所等の判定が困難なものについては、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア及びイ 略

ウ 各事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等
エ及びオ 略

(2) 次に掲げる者（例えば親会社又は子会社の事業所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等）については、(1)にかかわらず、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 略

イ 2以上の納税義務者の事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

ウ及びエ 略

(3) 略

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

ア～エ 略

第4章 地方消費税

第1 納税義務者等

1 略

2 貨物割の納税義務者は、課税貨物（消費税法第2条第1項第11号に規定する課

なお、その運営に当たっては、次に掲げるところにより取り扱うものであること。

(1) 納税義務者から給与の支払いを受け、かつ、当該納税義務者の事業所等に勤務すべき者のうち、当該勤務すべき事業所等の判定が困難なものについては、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア及びイ 略

ウ 各事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(1)エ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等
エ及びオ 略

(2) 次に掲げる者（例えば親会社又は子会社の事業所等の従業者のうち、その従業者がいずれの会社の従業者であるか判定の困難なもの等）については、9の1(1)にかかわらず、それぞれ次に掲げる事業所等の従業者として取り扱うものとする。

ア 略

イ 2以上の納税義務者の事業所等の技術指導等に従事している者で主として勤務すべき事業所等がないもののうち、9の1(2)ウ以外の者 給与の支払いを受けるべき事業所等

ウ及びエ 略

(3) 略

(4) 9の1(1)から(3)までに掲げるもののほか、従業者については、次の取扱いによるものであること。

ア～エ 略

第4章 地方消費税

第1 納税義務者等

1 略

2 貨物割の納税義務者は、課税貨物（消費税法第2条第1項第11号に規定する課

税貨物（同法

____その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。))を保税地域から引き取る者であり、消費税法第5条第2項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。（法72の78①）

第6章 道府県たばこ税

第3 課税標準

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法74の4②

・④、令39の9の2①・③）

(1) 葉巻たばこの重量計算

ア 略

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ_____を「軽量な葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本_____に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

10 法第74条の4第3項の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等

法第74条の4第3項の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換算す

税貨物（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和30年法律第37号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。))を保税地域から引き取る者であり、消費税法第5条第2項に規定する消費税の納税義務者の範囲と一致するものであること。（法72の78①）

第6章 道府県たばこ税

第3 課税標準

9の2 葉巻たばこの本数への換算方法

葉巻たばこを紙巻たばこの本数に換算する方法は次によること。（法74の4②

・④、令39の9の2①・③）

(1) 葉巻たばこの重量計算

ア 略

イ アにより計量した1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係る葉巻たばこについては、1本当たりの重量が0.7グラム未満のもの）を「軽量な葉巻たばこ」とすること。

(2) 軽量な葉巻たばこの本数換算

ア 略

イ アにより計算した品目ごとの本数を合計し、その1本を紙巻たばこの1本（令和2年10月1日から令和3年9月30日までの期間における売渡し等に係るものについては、紙巻たばこの0.7本）に換算して計算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3)～(5) 略

10 法第74条の4第3項の規定による加熱式たばこの本数への換算方法等

(1) 法第74条の4第3項の規定により、加熱式たばこを紙巻たばこの本数に換

る方法は次によること。(法74の4③、令39の9の2②・③・⑤～⑦)

(1) 重量換算

ア 加熱式たばこの重量(包装及び規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめるものであること。

イ アにより計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

ウ イにより計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第74条の4第3項第1号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(2) 小売定価等換算

ア 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第74条の4第3項第2号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ アにより計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第74条の4第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(3) (1)及び(2)の計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものである

算する方法は次によること。(法74の4③、令39の9の2②・③・⑤～⑦)

ア 重量換算

(ア) 加熱式たばこの重量(包装及び規則第8条の2の3に規定するものに係る部分の重量を除く。)は、原則として、品目ごとの個装等ごとに計量するものとする。ただし、当該個装等に重量が表示されている場合で、当該表示重量が適正であると認められるときは、当該表示重量を当該製造たばこの計量した重量として取り扱って差し支えないものであること。

なお、計量した重量にグラム位未満の端数があるときは、グラム位未満2位以下を切り捨て、グラム位未満1位にとどめるものであること。

(イ) (ア)により計量した品目ごとの個装等ごとの重量に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総重量を計算すること。

(ウ) (イ)により計算した品目ごとの総重量を合計した加熱式たばこの総重量を、法第74条の4第3項第1号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

イ 小売定価等換算

(ア) 加熱式たばこの品目ごとの個装等ごとの法第74条の4第3項第2号イ又はロに定める金額に、売渡し等に係る当該個装等の数量を乗じて、品目ごとの総金額を計算すること。

この場合、同号イ又はロに定める当該個装等ごとの金額に1銭未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

(イ) (ア)により計算した品目ごとの総金額を合計した加熱式たばこの総金額を、法第74条の4第3項第2号に規定する換算割合で換算すること。

この場合、計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものであること。

ウ ア及びイの計算は、1月分をまとめて行っても差し支えないものであること

こと。

。

(2) 次に掲げる期間における売渡し等に係る加熱式たばこの課税標準は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第6条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第74条の4第3項第1号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「旧重量換算本数」という。）、旧法第74条の4第3項第2号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「新重量換算本数」という。）及び旧法第74条の4第3項第3号の規定により換算した紙巻たばこの本数（以下この項において「小売定価等換算本数」という。）のそれぞれに、次に掲げる期間に応じそれぞれ次に掲げる一定の率を乗じて計算した本数の合計数となることに留意すること。

この場合、当該一定の率を乗じて計算した本数に1本未満の端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

なお、旧重量換算本数は、9により算出し、新重量換算本数及び小売定価等換算本数は、この項により算出することに留意すること。

ア 平成30年10月1日から令和元年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.8

新重量換算本数×0.2

小売定価等換算本数×0.2

イ 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.6

新重量換算本数×0.4

小売定価等換算本数×0.4

ウ 令和2年10月1日から令和3年9月30日までの間

旧重量換算本数×0.4

新重量換算本数×0.6

小売定価等換算本数×0.6

(1) 「軽油の引取り」とは、一般に軽油の取引において、軽油を所有し、使用し、又は譲渡する目的をもって一の人格者から他の人格者に当該軽油の実力的支配権が移転することをいうのであるが、この場合においては、次の諸点に留意すること。

ア 軽油引取税にいう「軽油の引取り」は、民法に規定する「引渡し」に対応する観念であって単なる「庫出し」ではないこと。したがって、軽油の引取り形態は、民法上の現実の引渡しのみならず、簡易の引渡し、占有改定又は指図による占有の移転が含まれるものであること。

イ～エ 略

(2)～(4) 略

8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。ただし、法第144条の6の2の規定が適用される軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、法第144条の2第5項の規定にかかわらず、軽油引取税は課されないものであること。

(1) 略

(2) 法第144条の2第4項に規定する「軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油」とは、例えば、軽油に灯油を混和して軽油となった炭化水素油、重油と灯油を混和して軽油となった炭化水素油等をいうものであること。また、「製造された軽油を販売した場合」には、石油製品販売業者自身が混和軽油を製造し販売した場合はもとより、石油製品販売業者が他から混和軽油を購入して販売した場合もこれに含まれるものであること。(法144の2④)

(3) 略

(1) 「軽油の引取り」とは、一般に軽油の取引において、軽油を所有し、使用し、又は譲渡する目的をもって一の人格者から他の人格者に当該軽油の実力的支配権が移転することをいうのであるが、この場合においては、次の諸点に留意すること。

ア 軽油引取税にいう「軽油の引取り」は、民法に規定する「引渡」に対応する観念であって単なる「庫出」ではないこと。したがって、軽油の引取り形態は、民法上の現実の引渡しのみならず、簡易の引渡し、占有改定又は指図による占有の移転が含まれるものであること。

イ～エ 略

(2)～(4) 略

8 燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対する課税

軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対して課されるほか、法第144条の2第3項から第5項までの規定により燃料炭化水素油、混和軽油等の販売又は消費に対して課税されるものであること。ただし、法第144条の6の2の規定が適用される軽油又は燃料炭化水素油の消費に対しては、法第144条の2第5項の規定にかかわらず、軽油引取税は課されないものであること。

(1) 略

(2) 法第144条の2第4項に規定する「軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し又は 軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油」とは、例えば、軽油に灯油を混和して軽油となった炭化水素油、重油と灯油を混和して軽油となった炭化水素油等をいうものであること。また、「製造された軽油を販売した場合」には、石油製品販売業者自身が混和軽油を製造し販売した場合はもとより、石油製品販売業者が他から混和軽油を購入して販売した場合もこれに含まれるものであること。(法144の2④)

(3) 略

10 みなす課税

(1) 略

(2) 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合は、通常「ブレンド」と呼ばれているもので軽油と重油とを混合してより良質の重油を製造する場合をいうものであるから、単なる混合によるもので分離されるような場合は含まれないこと。この場合における当該軽油の使用は、軽油引取税の課税客体とはならないものであるが、軽油以外の炭化水素油でも自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油を製造する場合の軽油の消費については、当該消費した軽油についてみなす課税をすることができることとされていること。

なお、軽油以外の炭化水素油で自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油とは、揮発油税の課税対象となる炭化水素油と軽油引取税の課税対象となる炭化水素油との間に位する規格の炭化水素油をいうものであり、これは一般に灯油に該当する炭化水素油であるが、この範囲には、自動車の内燃機関の用に供することのできないと認められる炭化水素油が含まれることもあるので、かかるものについては別途総務省告示によって指定することとされていること。(法144の3②、令43の3)

(3) 略

第2 課税客体等

14 税率

軽油引取税の税率は、_____ 1キ
ロリットルにつき15,000円とされている_____

10 みなす課税

(1) 略

(2) 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合は、通常「ブレンド」と呼ばれているもので軽油と重油とを混合してより良質の重油を製造する場合をいうものであるから、単なる混合によるもので分離されるような場合は含まれないこと。この場合における当該軽油の使用は、軽油引取税の課税客体とはならないものであるが、軽油以外の炭化水素油でも自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油を製造する場合の軽油の消費については、当該消費した軽油についてみなす課税をすることができることとされていること。

なお、軽油以外の炭化水素油で自動車の内燃機関の用に供することができるものと認められる炭化水素油とは、揮発油税の課税対象となる炭化水素油と軽油引取税の課税対象となる炭化水素油との間に位する規格の炭化水素油をいうものであり、これは一般に灯油に該当する炭化水素油であるが、この範囲には、自動車の内燃機関の用に供することのできないと認められる炭化水素油が含まれることもあるので、かかるものについては別途総務省告示によって指定するものであること_____。(法144の3②、令43の3)

(3) 略

第2 課税客体等

14 税率

軽油引取税の税率は、法第144条の10の規定にかかわらず、当分の間、1キ
ロリットルにつき32,100円とされているが、揮発油価格高騰時には軽油引取
税の税率の特例規定の適用が停止されること。この場合における軽油引取税の課税
事務の取扱いについては、別途「揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特
例規定の適用停止等に伴う課税の取扱いについて」(平成22年4月1日総税都第
19号)を参考にされたいこと。なお、この特例規定の適用の停止については、東

_____。
_____。(法144の10
_____)

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法144の27・144の28)

(1)～(11) 略

(12) 法附則第12条の2の8第7項_____の規定の適用がある場合においては、製造を行った日及びその場所等を記載した報告書を提出するものであること。

なお、則附則第4条の9第8項_____の「記載することが困難であるとき」とは、具体的には例えば車両等の構造上、燃料タンク内の炭化水素油の数量や性状の正確な把握が困難な場合をいうものであること。(法附則12の2の8⑦、則附則4の9⑧_____)

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、法第144条の32第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費(以下「製造等」という。)を行う場合(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の32第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。)は、あらかじめ、製造等を行う場所(同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けな

日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされていること。(法144の10、法附則12の2の8・12の2の9・53)

第4 免税の手続

20 免税軽油の引取り等に係る報告義務

免税軽油の引取り等に係る報告制度は、道府県知事から交付を受けた免税証により販売業者から引取りを行った免税軽油について、その引取り及び使用の状況を事後的に確認し、免税制度の適正な運営を担保するために設けられたものであるから、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法144の27・144の28)

(1)～(11) 略

(12) 法附則第12条の2の7の2第7項_____の規定の適用がある場合においては、製造を行った日及びその場所等を記載した報告書を提出するものであること。

なお、則附則第4条の8の2第8項_____の「記載することが困難であるとき」とは、具体的には例えば車両等の構造上、燃料タンク内の炭化水素油の数量や性状の正確な把握が困難な場合をいうものであること。(法附則12の7の2⑦、則附則4の8の2⑧_____)

第6 製造等の承認を受ける義務等

24 製造等の承認を受ける義務

元売業者、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)及び自動車の保有者は、法第144条の32第1項各号に掲げる製造、譲渡又は消費(以下「製造等」という。)を行う場合(法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けた者が、法第144条の32第1項第1号又は第2号に掲げる製造を行う場合を除く。)は、あらかじめ、製造等を行う場所(同項第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場)の所在地の道府県知事の承認を受けな

ればならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであるので、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1)～(4) 略

(5) 特例対象事業者（法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者をいう。以下26(2)において同じ。）が法附則第12条の2の8第3項の規定による届出をし、同条第1項の製造を行うときは、法第144条の32第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は適用されないものであること。この場合において、届出書に添付することとされているエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第1項に規定する特定貨物輸送事業者及び同法第129条第1項に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類とは、同法第105条第2項の規定による届出に係る書類その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の8①・③、則附則4の9②）

26 製造等に係る帳簿記載義務

(1) 略

(2) 法附則第12条の2の8第3項の規定による届出をした特例対象事業者は、則附則第4条の9第4項に規定されている事項を帳簿に記載しなければならないものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則12の2の8⑤）

ア 帳簿の記載に当たっては、当該事項を日計によって記載するものであること。

イ 則附則第4条の9第5項の「記載することが困難であるとき」とは、具体的には例えば車両等の構造上、燃料タンク内の炭化水素油の数量や性状の正

ればならないこととされているが、これは、製造等に係る数量等の一定の事項を道府県知事の承認事項とすることにより、道府県知事が製造等の実態を把握できるものとし、もって軽油引取税の課税の適正化を図るために設けられたものであるので、この趣旨を踏まえ、次の諸点に留意してその運営の適正を期するものであること。

(1)～(4) 略

(5) 特例対象事業者（法附則第12条の2の7第9項に規定する特例対象事業者をいう。以下26(2)において同じ。）が法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をし、同条第1項の製造を行うときは、法第144条の32第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定は適用されないものであること。この場合において、届出書に添付することとされているエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第105条第1項に規定する特定貨物輸送事業者及び同法第129条第1項に規定する特定旅客輸送事業者であることを証するに足りる書類とは、同法第105条第2項の規定による届出に係る書類その他これに類する書面の写し等をいうものであること。（法附則12の2の7の2①・③、則附則4の8の2②）

26 製造等に係る帳簿記載義務

(1) 略

(2) 法附則第12条の2の7の2第3項の規定による届出をした特例対象事業者は、則附則第4条の8の2第4項に規定されている事項を帳簿に記載しなければならないものであるが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法附則12の2の7の2⑤）

ア 帳簿の記載に当たっては、当該事項を日計によって記載するものであること。

イ 則附則第4条の8の2第5項の「記載することが困難であるとき」とは、具体的には例えば車両等の構造上、燃料タンク内の炭化水素油の数量や性状の正

確な把握が困難な場合をいうものであること。(則附則4の9⑤)

第10章 自動車税

第1節 通則

1 自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(3輪以上のものに限る。)をいい、通常道路において運行する自動車をいうのであるから、その具体的認定に当たっては、道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によっても差し支えないものであること。(法145__)

2 略

3 略

確な把握が困難な場合をいうものであること。(則附則4の8の2⑤)

第10章 自動車税

第1節 通則

1 自動車税の課税客体である自動車とは、道路運送車両法第3条に規定する普通自動車及び小型自動車(3輪以上のものに限る。)をいい、通常道路において運行する自動車をいうのであるから、その具体的認定に当たっては、道路運送車両法第4条の規定による登録の有無によっても差し支えないものであること。(法145Ⅲ)

2 略

3 令第44条第1号に規定する「自動車に取り付けられる自動車の附属物」には、自動車の付属用品のうち通常自動車の取付用品といわれているものがこれに該当するものであること。また、同条第2号に規定する「特殊の用途にのみ用いられる自動車」とは、いわゆる特種用途自動車(自動車登録番号の分類番号が8、80から89まで、800から899まで、80Aから89Zまで、8A0から8Z9まで及び8AAから8ZZまでの自動車)をいい、当該自動車に装備されている特別な機械又は装置については、人又は物を運送するために用いられる物のみが自動車に含まれるものであること。

4 略

5 自動車の取得者

(1) 環境性能割における自動車の取得者とは、自動車の所有権を取得した者をいうが、製造により自動車製造業者が取得した自動車及び自動車販売業者等が販売のために取得した自動車については、これに含まないこととされているものであること。(法146②、令44の2)

なお、これについては次の諸点に留意すること。

ア 自動車販売業者(以下「販売業者」という。)とは、自動車を販売することを業とする者をいい、自動車製造業者又は自動車修理業者が自動車を販売する

ことを業とする場合には、これらの者もここにいう販売業者に含まれるものであること。

なお、中古車の販売をすることを業とする者は、すべて古物営業法第3条の許可を受けなければならないものとされていること。

イ 販売業者が販売のために取得した自動車とは、販売業者が商品として取得した自動車のことをいうものであること。したがって、販売業者が自己の使用に供するために取得した自動車は、販売のために取得した自動車に含まれないこと。

なお、販売業者が販売のために取得した自動車であっても、後日、自己の使用に供することとなったときは、自動車の取得者として環境性能割が課されるものであること。

ウ いわゆる下取りによって取得された中古車は、通常、販売業者が販売のために取得した自動車に該当するものであること。

エ 令第44条の2における運行の用に供されない自動車を例示すれば、次のような自動車であるが、これらの自動車に該当するかどうかは原則として登録の有無によって判定するよう取り扱うこと。

(ア) 自動車教習所の敷地内でのみ用いられる教習用自動車

(イ) 工場等の敷地内でのみ用いられる自動車

(ウ) 展示用に、又は店舗として用いられる自動車

(エ) スクラップにされる自動車

(2) 自動車の新規登録又は移転登録（販売業者の商品自動車の取得に係る移転登録を除く。）がされた場合には、自動車が取得されたものと推定されるが、当該自動車の抹消登録をした者が同一の自動車について新規登録をしたような場合には、新たに自動車が取得されたものではないことから、環境性能割は課税できないものであること。

4 みなす課税については、次の点に留意すること。

6 みなす課税については、次の点に留意すること。

(1) 法第147条第1項に規定する「自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該自動車について現実に使用又は収益をしている買主を_____所有者とみなして、自動車税を課するものとされていること。(法147①)

(2) 略

(1) 法第147条第1項に規定する「自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合」とは、例えば所有権留保付割賦販売の場合をいい、この場合には、当該自動車について現実に使用又は収益をしている買主を取得者及び所有者とみなして、自動車税を課するものとされていること。(法147①)

(2) 略

第2節 環境性能割

第1 課税標準

7 環境性能割の課税標準である自動車の通常の取得価額とは、自動車の取得のために通常要する価額をいうものであるが、次の点に留意すること。(法156)

(1) 最初の新規登録(以下「初回新規登録」という。)を受ける自動車(いわゆる新車をいう。)については、当該自動車を通常の取引の条件に従って販売業者等から取得するとした場合における対価として支払うべき金額をいうものであり、その算定に当たっては、下取り車の有無や契約の方法(割賦販売契約等)にかかわらず、

なお、いわゆる公表小売価格のある自動車については、現実の取引価額(実勢価額)が、公表小売価格を若干下回っていることが通例であることに留意すること。

(2) 初回新規登録を受ける自動車以外の自動車(いわゆる中古車をいう。)については、初回新規登録からの経過年数や使用状況等により同種の自動車であっても現実の取引価額が異なることから、(1)に基づき算定した当該自動車が初回新規登録を受けたときにおける通常の取得価額に、初回新規登録からの経過年数に応じて別に総務大臣が定める割合を乗じることとしていること。

(3) 取得された自動車について、令第44条に規定する「自動車の付加物」に該当しない付属物があるときは、当該付属物の価額は課税標準には算入されないものであること。

第2 申告納付及び納付義務の免除等

8 環境性能割の徴収方法が申告納付とされているのは、地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）における登録等の手続の際に原則として本税の課税関係の事務をすべて終了させることによって、徴収の簡素化及び納税者の便宜を図るためであること。（法160）

9 自動車の取得がされる場合には通常自動車の登録等がされるものであるから、環境性能割の申告納付期限は原則として登録を基準として定められているのであるが、次の点に留意すること。（法160）

(1) 次に掲げる場合は、いずれも法第160条第1項第1号に該当し、新規登録が申告納付期限となるものであること。

ア 新規登録のされていない自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 新規登録のされていない自動車について販売業者等が新規登録をした場合

ウ 自動車を国内に持ち込んで運行の用に供する場合

(2) 次に掲げる場合は、法第160条第1項第3号に該当し、自動車検査証の記入の時が申告納付期限となるものであること。

ア 既に登録のされている自動車について所有権留保付売買契約の締結があった場合

イ 所有権留保付売買に係る自動車について買主の変更があった場合

(3) 販売業者等が既に取得し、移転登録をしている商品自動車等を運行の用に供する場合は、法第160条第1項第4号に該当し、当該運行の用に供した日から15日を経過する日が申告納付期限となるものであること。

10 環境性能割の徴収

(1) 環境性能割の証紙徴収の取扱方法としては、環境性能割の申告書に証紙を貼付する方法と、これに代えて環境性能割の申告書に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法又は証紙の額面金額に相当する現金の納付

を受けた後環境性能割の申告書に納税済印を押す方法とあるが、申告窓口における納付の便宜の観点から、原則として申告書に証紙を貼付する方法によることとしていることに留意すること。

なお、証紙代金収納計器による払込みの方法は、納税義務者が証紙代金収納計器の取扱人に証紙の額面金額に相当する現金を支払って環境性能割の申告書に当該金額の表示を受けることにより、環境性能割を払い込むものであること。この場合、証紙代金収納計器の取扱人は、証紙代金収納計器の取扱いにつき道府県知事の承認を受けた者とし、証紙代金収納計器により表示することができる金額を道府県に納付するとともに、当該金額を限度として証紙代金収納計器を取り扱うものであること。

(2) 証紙徴収の方法による場合の経理その他の手続については次によること。

ア 納税義務者の租税債務は、証紙が道府県の印で消されたとき、証紙代金収納計器によって金額を表示させた申告書が受理されたとき又は納税済印の押印を受けたときに履行されたものとするものであること。

イ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金で納付する場合に小切手による納付を受けるときは、地方自治法施行令第156条第1項第1号に掲げる小切手に該当し、その支払地が地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）の所在地であり、その提示期間の到来しているものであって、かつ、支払いが確実であると認められるものに限り納付を認めるものとする。

ウ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに過誤納があった場合は、当該過誤納に係る現年度の還付金は、一般会計より歳入戻出するものとし、還付加算金は一般会計の歳出から支出するものとする。

1.1 報告

自動車の取得者で納税義務者以外の者についても、法第160条第2項で定めるところにより報告書を提出しなければならないこととされているが、これは、通常

の取得価額が免税点以下である自動車を取得した者及び非課税とされる自動車を取得した者についてその旨の確認をするためのものであること。(法160②)

1.2 納付義務の免除

自動車の返還があった場合の環境性能割の還付又は納付義務の免除については、次の諸点に留意すること。

(1) 法第165条の規定による納付義務の免除等は、同条第1項の規定に該当する自動車の返還があった場合にはすべて適用されるものであり、それが売買契約の解除によるものであると、単なる自動車の取換えであることを問わないものであること。

なお、自動車の売買契約が解除された場合であっても、同条第1項に規定する場合に該当しない限り、同条の課税免除の適用はないものであること。

(2) 課税免除されるのは、返還の理由が専ら販売業者の責めに帰すべき場合であり、買主の使用が適正でないことにより性能が良好でなくなったような場合は、これに含まれないものであること。

(3) 既に納付されている税額を還付する場合は、その還付する金額に還付加算金を加算しないものであること。

第3 市町村に対する交付

1.3 環境性能割の市町村(特別区を含む。)に対する交付については、次の点に留意すること。

(1) 交付の対象となるのは、環境性能割の本税額のみであり、延滞金及び各種加算金等は含まれないものであること。(法177条の6、令44の8・44の9)

(2) 交付は、毎年度8月、12月、3月において行うものであるが、このうち3月において交付すべき額の一部となる3月中の収入見込額の算定については、前年同月における収入額、当該年度において既に収入した額の対前年度伸び率等を勘案して適正に行うこと。(令44の8・44の9)

第4 軽自動車税の環境性能割の取扱い

14 軽自動車税の環境性能割については、当分の間、定置場所在道府県が賦課徴収等を行うこととしているが、次の諸点に留意すること。

(1) 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収については、徴収の便宜や納税者の利便性、市町村の事務負担等を考慮し、当分の間、定置場所在道府県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととしていること。(法附則29の9①)

(2) 軽自動車税の環境性能割は、他の市町村税と同様、法律の定めるところによって、税目、課税客体、課税標準、税率、その他賦課徴収について当該市町村の条例で定めることにより課する市町村税であることから、当該市町村の税条例等において、納税義務者や課税標準、税率などの規定を設けることにより、納税義務者が負うこととなる税負担を明確にする必要があること。

15 軽自動車税の環境性能割に係る減免については、定置場所在市町村が減免に関する条例又は規則を定めた場合には、減免に関する事務については、当分の間、定置場所在道府県の知事が行うこととしていること。この場合においては、次の諸点に留意すること。(法附則29の10)

(1) 道府県が行う減免に関する事務への影響や、納税者の混乱を招かないようにする観点から、減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、当分の間、道府県内の市町村で同一のものとすることが望ましいと考えられること。

(2) 市町村が軽自動車税の環境性能割の減免について規定する条例又は規則を制定し、又は改廃する場合には、定置場所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所在道府県の知事に協議しなければならないこと。

(3) 軽自動車税の環境性能割の減免の対象となる3輪以上の軽自動車の範囲については、道府県が自動車税の環境性能割において行う減免の対象となる登録車の範囲との整合性にも留意し、協議すること。

第3節 種別割

第1 税率等

第2節 税率等

5 総排気量とは、シリンダーの内部の断面積に行程を乗じたそれぞれの気筒容積の総計をいうものであること。（法154 ①I・②、法附則12の4①）

6 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適当であること。また、ロータリーエンジンを搭載する乗用車に係る税率については、単室容積にローター数を乗じて得た値に1.5を乗じて得た値を総排気量とみなして税率区分を適用することが適当であること。（法154 ①I、法附則12の4①）

7 法154条 第1項第3号に規定する「一般乗合用バス」とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の用に供するバスのうち、路線を定めて定期に運行するものをいい、一般に路線バスと呼ばれるものがこれに該当するものであること。

なお、定期観光バス及び廃止路線代替バスと呼ばれているものもこれに含まれるものであること。（法154 ①III）

8 道府県は、法第154条 第5項及び法附則第12条の4第2項の規定により別に区分を設けて税率を定める場合には、次に掲げる事項について留意すること。

(1) 法第154条 第5項にいう「第1項各号に掲げる自動車以外の自動車」とは、霊きゅう車、放送宣伝カー等の特種用途車をいうものであること。

(2) 法第154条 第5項にいう「同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いもの」とは、電気自動車又はロータリーエンジン搭載車その他の同項各号に掲げる区分により難い自動車をいうものであること。

(3) 略

9 略

10 令和元年9月30日までに最初の新規登録（以下「初回新規登録」という。）を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外において運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって令和元年10月1日以後

16 総排気量とは、シリンダーの内部の断面積に行程を乗じたそれぞれの気筒容積の総計をいうものであること。（法177の7①I ____、法附則12の4①）

17 電気自動車である乗用車に係る税率については、総排気量1リットル以下の区分の税率によることが適当であること。また、ロータリーエンジンを搭載する乗用車に係る税率については、単室容積にローター数を乗じて得た値に1.5を乗じて得た値を総排気量とみなして税率区分を適用することが適当であること。（法177の7①I、法附則12の4①）

18 法177条の7第1項第3号に規定する「一般乗合用バス」とは、道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）の用に供するバスのうち、路線を定めて定期に運行するものをいい、一般に路線バスと呼ばれるものがこれに該当するものであること。

なお、定期観光バス及び廃止路線代替バスと呼ばれているものもこれに含まれるものであること。（法177の7①III）

19 道府県は、法第177条の7第5項及び法附則第12条の4第2項の規定により別に区分を設けて税率を定める場合には、次に掲げる事項について留意すること。

(1) 法第177条の7第5項にいう「第1項各号に掲げる自動車以外の自動車」とは、霊きゅう車、放送宣伝カー等の特種用途車をいうものであること。

(2) 法第177条の7第5項にいう「同項各号に掲げる自動車で当該各号の区分により難いもの」とは、電気自動車又はロータリーエンジン搭載車その他の同項各号に掲げる区分により難い自動車をいうものであること。

(3) 略

20 略

21 令和元年9月30日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外において運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって令和元年10月1日以後

に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税_____の標準税率は、法第154条第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の4第1項の規定を適用すること。（法154①、法附則12の4①）

第3節 徴収等

1.1 _____

- (1) 自動車税の「賦課期日後」とは、月割課税の制度が設けられている趣旨にかんがみ、4月1日午前0時後をいうものであること。（法157①）
- (2) 法第157条第4項ただし書の「法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないとき」とは、条約、法律、命令又は条例の規定に基づき自動車税が課されない場合をいうものであって、自動車税が減免されている場合は含まれないものであること。（法157④）
- (3) 略
- (4) 自動車税の証紙徴収の取扱方法としては、自動車税の申告書に証紙を貼付する方法、これに代えて自動車税の申告書に証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示する方法又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後自動車税の申告書に納税済印を押す方法とすること。

なお、証紙代金収納計器による払込みの方法は、納税義務者が証紙代金収納計器の取扱人に証紙の額面金額に相当する現金を支払って自動車税の申告書に当該金額の表示を受けることにより、自動車税を払い込むものであること。この場合、証紙代金収納計器の取扱人は、証紙代金収納計器の取扱いにつき道府県知事の承認を受けた者とし、証紙代金収納計器により表示することができる金額を道府県に納付するとともに、当該金額を限度として証紙代金収納計器を取り扱うものであること。

- (5) 証紙徴収の方法による場合の経理その他の手続については次によること。
 - ア 納税義務者の租税債務は、証紙が道府県の印で消されたとき、証紙代金収納計器によって金額を表示させた申告書が受理されたとき又は納税済印の押印を

に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税種別割の標準税率は、法第177条の7第1項の規定にかかわらず、法附則第12条の4第1項の規定を適用すること。（法177の7①、法附則12の4①）

第2 徴収等

2.2 普通徴収

- (1) 種別割の「賦課期日後」とは、月割課税の制度が設けられている趣旨にかんがみ、4月1日午前0時後をいうものであること。（法177の10①）
- (2) 法第177条の10第4項ただし書の「法令の規定に基づき当該自動車に対して種別割を課されないとき」とは、条約、法律、命令又は条例の規定に基づき種別割が課されない場合をいうものであって、種別割が減免されている場合は含まれないものであること。（法177の10④）
- (3) 略
- (4) 種別割の証紙徴収の取扱方法は、環境性能割における取扱いと同様であり、10に規定するとおりとすること。

受けたときに履行されたものとするものであること。

イ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに代えて現金で納付する場合に小切手による納付を受けるときは、地方自治法施行令第156条第1項第1号に掲げる小切手に該当し、その支払地が地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。）の所在地であり、その提示期間の到来しているものであって、かつ、支払いが確実であると認められるものに限り納付を認めるものとすること。

ウ 証紙による払込み又は証紙代金収納計器による払込みに過誤納があった場合は、当該過誤納に係る現年度の還付金は、一般会計より歳入戻出するものとし、還付加算金は一般会計の歳出から支出するものとすること。

1 2 所有権留保付自動車については、当該自動車の買主を所有者とみなして自動車税を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、道府県知事は、売主に対して当該道府県の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する自動車税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知りえている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法160 ②）

なお、円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

1 3 自動車税の徴収を確保するため、道路運送車両法及び同法施行令の規定に基づき、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際、当該自動車の使用者は、当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）が自動車検査証の返付をしないものとされている。この場合において、自動車検査証の返付を受けようとする使用者及び所有者に必要以上の手数を強いないよう考慮すること

2 3 所有権留保付自動車については、当該自動車の買主を所有者とみなして種別割を課することとされているが、買主の住所又は居所が不明である場合には、道府県知事は、売主に対して当該道府県の条例の定めるところにより、当該買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができるものであるが、この報告は売主に対して現に知りえている事実の報告義務を課しているものであり、新たな調査義務を課しているものではないことに留意すること。（法177の13②）

なお、円滑な運営を図るため、売主等と緊密な連絡を保つことが望ましいこと。

2 4 種別割の徴収を確保するため、道路運送車両法及び同法施行令の規定に基づき、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際、当該自動車の使用者は、当該自動車について現に自動車税の滞納（天災その他やむを得ない事由によるものを除く。）がないことを証するに足る書面を地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に提示しなければならないものとされ、提示がない場合においては、地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）が自動車検査証の返付をしないものとされている。この場合において、自動車検査証の返付を受けようとする使用者及び所有者に必要以上の手数を強いないよう考慮すること

。なお、当該自動車について現に自動車税の滞納があるかどうかは、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に当該自動車に係る自動車税を負担すべき者についていうものであるから、法第157条 第4項本文の規定の適用を受ける場合には、前の所有者についての証明を要するものであることに留意すること。ただし、一の道府県から他の道府県に移転登録したことにより、前の所有者についての証明が困難と判断される相当な理由のある場合については、現在の所有者が当該自動車に係る自動車税の滞納がないことの証明でも差し支えないものであること。

第13章 法定外普通税

法定外普通税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日総税企第179号）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を参考にされたいこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外普通税の導入を検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制度となるよう配慮されたいこと。

第18章 法定外目的税

法定外目的税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日総税企第179号）及び「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」（平成16年5月19日総税企第73号）を参考にされたいこと。

また、都道府県と当該都道府県内の市町村が同一又は類似の法定外目的税の導入を

。なお、当該自動車について現に自動車税の滞納があるかどうかは、継続検査及び構造等変更検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に当該自動車に係る種別割を負担すべき者についていうものであるから、法第177条の10 第4項本文の規定の適用を受ける場合には、前の所有者についての証明を要するものであることに留意すること。ただし、一の道府県から他の道府県に移転登録したことにより、前の所有者についての証明が困難と判断される相当な理由のある場合については、現在の所有者が当該自動車に係る種別割の滞納がないことの証明でも差し支えないものであること。

法定外普通税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日総税企第179号）を参考にされたいこと。

第18章 法定外目的税

法定外目的税の新設又は変更に係る同意手続等については、別途「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」（平成15年11月11日総税企第179号）を参考にされたいこと。

検討する場合には、制度の分かりやすさや納税者・特別徴収義務者の事務負担の観点
などから、税率や課税免除の要件、徴収方法などについて両者の間で調和の取れた制
度となるよう配慮されたいこと。